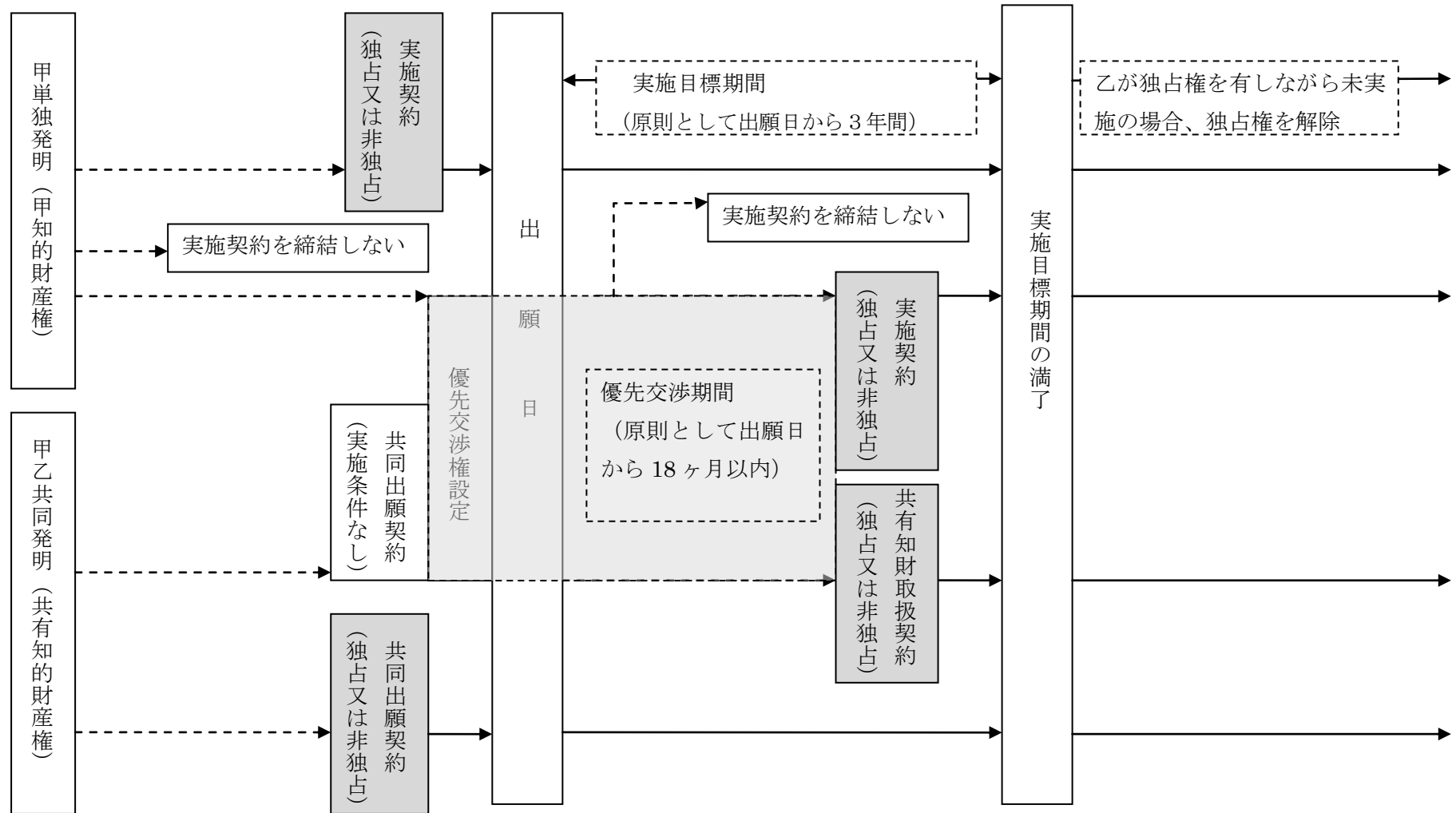


共同研究契約書(雛形)における成果の取扱い



- * 乙の単独発明は乙単独帰属となります。甲が実施許諾を受けることは通常ないため、雛形上では定義を置いていません。
- * 「独占」とは、甲は第三者への実施許諾を行わず、乙は独占的に実施できることをいいます。
- * 「非独占」とは、甲は第三者への実施許諾を行い、乙は非独占的に実施できることをいいます。
- * 甲知的財産権について実施契約が締結されない場合、甲は第三者へ独占的实施許諾を含め、実施許諾を行うことができます。

出願等費用及び実施料の取扱い

	契約状態	出願等費用の負担	乙の自己実施に係る実施料	第三者への実施許諾により第三者から得た収入の分配
甲知的財産権	契約なし	甲	—	—
	優先交渉期間中	乙	なし(但し優先交渉期間中に乙が実施する場合には別途協議)	—
	独占実施期間中	乙(協議)	別途協議して定める実施料	—
	非独占実施期間中	乙(協議)	別途協議して定める実施料	—
共有知的財産権	優先交渉期間中	乙	なし(但し優先交渉期間中に乙が実施する場合には別途協議)	—
	独占実施期間中	乙	別途協議して定める実施料	—
	非独占実施期間中	乙(協議)	出願等費用の負担等を考慮し別途協議して定める実施料	許諾を行った側が許諾手数料を差し引き、残額を持分に応じて分配する。

* プログラム等及びノウハウの取扱い：

上記に準じ、別途協議の上決定します。

* 優先交渉期間：

乙による実施条件（独占または非独占）は、原則として出願日までに甲乙協議して定めます。

出願日までに定められない場合、乙は甲と協議の上、優先交渉期間（原則として出願日から18ヶ月を上限とする。）を設定することができます。優先交渉期間中、甲は第三者への実施許諾を行いません。

* 実施目標期間：

乙が独占実施を選択した場合、実施目標期間（原則として出願日から3年間）内に実施しないときは、甲は乙の独占的实施権を終了させ、第三者への実施許諾を行うことができます。